

事務連絡
令和3年4月23日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とし、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とする旨の緊急事態宣言が行われました。

また、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、特措法第31条の4第3項に基づき、4月25日以降については、重点措置を実施すべき区域に愛媛県を加え、緊急事態措置を実施すべき区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置を実施すべき区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とする旨の公示が行われました。

同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1、2及び3のとおりお知らせします。

また、本日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部において配布された「緊急事態宣言区域における取組について」（別紙4）及び「まん延防止等重点措置の強化策について」（別紙5）をご参考までにお送りします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、全ての市町村長は、特措法第34条第1項の規定に基づき、「市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。」こととされていますので、市町村に対してその旨周知徹底をお願いいたします。

また、お忙しいところ恐縮ですが、市町村対策本部の設置状況について、別紙6の報告様式に記載のうえ、4月30日（金）までに下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

- (別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
- (別紙2) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- (別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日(令和3年4月23日変更)
- (別紙4) 緊急事態宣言区域における取組について
- (別紙5) まん延防止等重点措置の強化策について
- (別紙6) 市町村対策本部の設置状況に係る報告様式

(連絡先)
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木・矢部
直通 03(6257)3086
e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和3年4月23日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日から5月11日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和3年4月23日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年4月25日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月5日から5月11日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県については、令和3年4月5日から5月11日までとする。
- ・沖縄県については、令和3年4月12日から5月11日までとする。
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。
- ・愛媛県については、令和3年4月25日から5月11日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

緊急事態宣言区域における取組について

1. 飲食対策の徹底

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、左記以外の飲食店に対する20時までの時短要請 ※命令・罰則あり
- ・ 飲食店に対して、客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を要請 ※命令・罰則あり
- ・ 住民に対して、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染防止に必要な協力を要請
- ・ 住民に対して、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

2. 人流の抑制

- ・ 催物・イベントについて、原則として無観客で開催するよう要請（社会生活の維持に必要なものを除く。）
- ・ 1000 m²以上の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請（生活必需関係、学び関係、ライフイベント関係等を除く。）
- ・ 住民に対して、日中も含めた不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請
- ・ 鉄道、バス等の交通事業者に対して、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等の協力を依頼

3. クラスタ発生が増加している感染源対策

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減
- ・ 現場での集団活動を伴う職場等において、特に感染防止策の徹底、検査の充実等に取り組むよう働きかけ
- ・ 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請

4. 医療提供体制

- ・ 医療人材の応援派遣の実施や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含めた、コロナ対応に必要な病床・宿泊療養施設の速やかな確保
- ・ 健康観察業務の外部委託等による宿泊療養施設・自宅療養における健康管理体制の確保

5. その他

- ・ 原則として全ての飲食店等に対し、休業要請及び時短要請・ガイドラインの遵守を実地に働きかけ。
- ・ 上記の他、まん延防止等重点措置として実施することとなっている「重点検査の実施等」に取り組む。

まん延防止等重点措置の強化策について

- 緊急事態宣言区域で厳しい措置がとられることを踏まえ、隣接地域への感染の滲みだしを防ぐため、下記の取組を基本的対処方針に明示し、まん延防止等重点措置地域の各県の判断で対策強化を可能とする。

1. 飲食対策の徹底

- ・ 飲食店に対して、酒類及びカラオケ設備提供の終日自粛の要請
※同措置について命令・罰則ありの要請を可能にするため、告示を改正
- ・ 措置区域内の全ての飲食店に対する見回り・働きかけを引き続き実施。特に、宣言区域からの利用者の流入が懸念される区域について、重点的に実施。
- ・ 住民に対して、時短要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染の防止に必要な協力を要請
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

2. 人流の抑制

- ・ 飲食店等以外の大規模な集客施設（劇場・映画館、デパート等の政令第11条に規定する施設）に対して、
 - ①夜間の人流抑制につながるよう営業時間短縮
 - ②施設内外に混雑が生じることがないよう「入場整理」の徹底についての働きかけを徹底

3. 宣言区域との往来自粛の徹底

- ・ 緊急事態宣言区域との往来については、自粛を徹底。同区域への通勤についても、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、宣言期間中の出勤の大幅な減少を目指す。
- ・ 鉄道事業者等に対して、上記取組への協力として、宣言区域と往来する路線について、週末及び休日における減便を依頼